

「利息計算期間」とは、2024年11月4日の翌日からその次の支払期日までの期間および償還期日に終了する連続する各期間をいう。

ただし、支払期日が銀行休業日にあたる時は、その翌銀行営業日にこれを繰り下げる(かかる修正により、その繰り下げた支払期日が翌月に入るときは、直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。)

(4) 償還期日後は本社債には利息をつけない。

2 各利息計算期間の適用利率の決定

(1)

4 財務代理人
(1) E03606)

12 追加発行
E03606)

2 【社債の引受け及び社債管理の委託(第1回期限前償還条項付無担保社債(担保提供制限等財務上特約無))(4年債)】

(1) 【社債の引受け】

--	--	--

「利息計算期間」とは、2026年11月4日の翌日からその次の支払期日までの期間および償還期日に終了する連続する各期間をいう。

ただし、支払期日が銀行休業日にあたる時は、その翌銀行営業日にこれを繰り下げる(かかる修正により、その繰り下げた支払期日が翌月に入るときは、直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。)。

「ターム物RFR金利(スワップ)」とは、日本円オーバーナイト・インデックス・スワップに関する市場データにもとづいて構築される指標(またはその後継指標)をいう。

--	--

当社は、本号の規定に従い代替参照レートを決定した場合(本号の規定に従い新たな代替参照レートを決定した場合を含む。)、その旨および本社債の社債要項に定める規定の変更内容を、別記「(注) 7 公告の方法」に定める公告またはその他の方法により、当社が代替参照レートを決定した日の直後の利率基準日の直後の支払期日の60日前の日から当該決定日の直後の利率基杖に

|

|

5 【新規発行社債(短期社債を除く。)(第3回期限前償還条項付無担保社債(担保提供制限等財務上特

「利息計算期間」とは、2031年11月4日の翌日からその次の支払期日までの期間および償還期日に終了する連続する各期間をいう。

12 追加発行

当社は、随時、本社債の社債権者の同意なしに、本社債と初回利払日ないし払込金額を除く全ての点において同じ内容の要項を有し、本社債と同一の種類の子債となる子債(以下「追加子債」という。)を追加発行することができる。追加子債の払込期日以降、本社債の子債要項に関する各規定は、当該追加子債にも及ぶものとする。

7 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	E03606)	

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本社債に対する投資の判断にあたっては、発行登録書、訂正発行登録書および発行登録追補書類その他の内容の他

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第16期(自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)

2021年 6月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第17期第 1 四半期(自 2021年 4月 1日 至 2021年 6月30日)

2021年 8月13日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

なお、三菱UFJ銀行は、2017年11月に、同行の米国内支店・代理店の銀行免許の監督機関を州当局から連邦当局へ変更する申請を米国通貨監督庁(Office of the Comptroller of the